



今月のテーマ

建廃の元請責任は絶対的原則ではない

1. はじめに

廃棄物の処理に関して廃棄物処理法では「当該物の排出者が適正処理をする責任がある」とされている。ところが建設廃棄物については、一般的に元請責任として周知されている。

大原則なので疑問を抱く方は多くない。ただし時々、この元請責任への疑問が寄せられる。

2. 大原則と例外規定

廃棄物処理法は、原則とともに例外規定が多く存在している法律です。いわゆる但し書きが多く規定されている。条件付きで原則以外の例外を定め、容認している。

例えば、再委託禁止規定、専ら物は廃棄物だが廃掃法起用除外、元請責任の例外容認の下請け業者処理容認など。

3. 排出者処理責任の大原則

基本の基です。当該物の所有者、管理者、占有者です。この中には建設廃棄物の元請は含まれておりません。

建設廃棄物の排出者＝元請け責任が法令化されたのは平成22年の大改正の時です。

法改正までは、「建設廃棄物の適正処理の指針」通知の中で元請責任が強調されてきた経緯があります。

すなわち、元請責任は排出事業者責任のある所有者、管理者、占有者の大原則の例外となる補完的な位置づけとなっております。

4. 適正処理の具体的な考え方

建設廃棄物の排出又は引取り状況などの背景の中で、施主又は発注者の責任で処理処分される事例が全て不適正処理とは言えない。

当該廃棄物が最終的に適正処理が担保される条件のもと処理される場合には、現実には容認される例も少なく無い。

例えば、発注者が当該廃棄物を処理する専門業者であるとか、再生処理の専門業者である場合には元請けよりも適正な処理が可能である。

一定の条件等の制約があるが発注者による適正処理が担保される場合は元請責任に違反した処理とは言えない。

5. 具体的事例等

ある処理業者が東京都城南島にてスーパーエコタウン計画による施設建設工事を行った。地中より大量の廃棄物（コンクリートのガラ、廃プラ、金属くず）が掘り出された。いわゆる建設残土を受け入れ埋立した用地であり、売主が費用を補償する約束であった。ゼネコンの建設工事業者が排出者となると中防埋立処分場への搬入資格（中小企業）から除外される。しかし、東京都から用地を購入した処理業者は中小企業であり持込資格がある。

東京都の産廃課の主要係長N氏の判断では、廃棄物の排出者の原則の基本は所有者、管理者、占有者である。元請責任は基本を補完する二次的な原則であり、基本原則に立ち返る考え方は法的にも整合性があるとのこと。

6. まとめ

建設廃棄物等の不法投棄が多発した時代は、社会的に所有者、管理者、占有者の処理責任だけでは本来の適正処理を実現することが困難だった。

これらの不法投棄を防止するためには建設工事に伴って発生する産廃については元請工事業者の処理責任を法令上明記することにより問題解決を図った。

原理的に元請責任が存在したわけではない。原理・原則の補完目的から特例として設けられたものといえる。

